個人情報の第三者への提供について (医療費通知等)

個人情報保護法では、一部の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は医療費通知など事業者側(健保組合等)の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、あらかじめ公表しておいて、被保険者から特段明確な反対・留保の意思がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされており、当健康保険組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものとして取り扱いさせていただきます。

- 1. 高額療養費および付加給付を事業主経由で支給すること(給与口座に振り込むこと)
- 2. 保険給付金を事業主経由で支給すること(給与口座に振り込むこと)
- 3. 医療費通知を世帯ごとにまとめて被保険者に行うこと

上記について、特段の意思表示がない場合は、同意が得られたものとして取り扱わせていただくとともに、同意しがたいものがある場合は、その事項についてあらかじめ明確な同意を得るよう当健康保険組合までお申し出ください。

また、同意および留保は、その後、被保険者様からの申出により、いつでも変更が可能です。